平成２０年（フ）第９３６号
岡山県玉野市宇野３丁目33番６号
破産者　木村　貴佳
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２０５号
熊本県天草市天草町高浜南７番地１
破産者　髙島産業株式会社
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１４０８号
熊本県下益城郡城南町大字舞原336番地10
破産者　株式会社Ｎ工
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第２１６号
青森県黒石市柵ノ木１丁目30番地
破産者　高谷建設株式会社
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２０年（フ）第２１８号
青森県弘前市大字富士見台１丁目12番地４
破産者　株式会社カワサキ設備工業所
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２０年（フ）第１０２３号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2450番地42
破産者　中山　　清
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第１０７２号
栃木県宇都宮市簗瀬４丁目27番11号　ブルースカイヤナセ30号
破産者　川上　路晴
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第１１４９号
東京都稲城市押立570番地の３
破産者　有限会社二宮製作所
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１４号
神奈川県横須賀市粟田１丁目27番８号
破産者　有限会社山本産業
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第９７号
新潟市秋葉区小口405番地
破産者　有限会社共和硝子
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９号
新潟県長岡市曲新町３丁目４番11号、前住所新潟県長岡市摂田屋町2578番地26
破産者　小川　繁夫
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２０年（フ）第６１０号
岐阜県各務原市那加日吉町２丁目112番地２
破産者　株式会社シーズン
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第８１６号
岐阜県各務原市那加信長町３丁目80番地
破産者　大澤　真二
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第２４７号
三重県鈴鹿市若松北１丁目28番34号
破産者　濵北はるみ
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第２９２号
三重県津市久居一色町268番地の２
破産者　有限会社おしゃべりはうす一色店
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第２９４号
三重県津市森町2134番地　森団地79号、破産手続開始決定時の住所三重県津市久居一色町268番地２
破産者　山口しげ子
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３６号
三重県鈴鹿市長太新町１丁目11番13号
破産者　酒井　泰隆
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第１０４５号
岡山県備前市日生町日生608番地の30
破産者　有限会社福島建設
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９０号
山口市小郡上郷2550番地の94
破産者　有限会社中国通商
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第５４５号
香川県高松市高松町3002番地８
破産者　栄商事株式会社
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２０年（フ）第６０号
福岡県三潴郡大木町大字上牟田口620番地の１
破産者　有限会社樽見工芸
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第５５号
福岡県中間市弥生１丁目24番６号
破産者　株式会社コバヤシ
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部